

1 審議会名	上田市公文書館整備検討懇話会
2 日時	平成27年9月28日 午前10時00分から正午まで
3 会場	丸子郷土博物館 会議室
4 出席者	小平委員、児玉委員、関委員、西入委員、堀内委員、横山委員
5 市側出席者	宮川総務部長、中村総務課長、浅野文化振興課長、塩崎文化財保護担当係長、倉澤博物館長、宮島文書法規係長、小林文書法規係主査、坂口文書法規係主事
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	平成27年10月29日

協 議 事 項 等

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 公文書館整備基本計画について

- ・事務局から公文書館整備基本計画について説明
- 意見・質問等：次のとおり

(委員) 資料1、1ページの(2)、イに「博物館と協議したうえで」という表現があるが、これはとても大切だと思う。町誌や市誌の編さん・執筆に関わった折に、昭和の合併で集められた文書の中に古文書も混じっており、目録もできていたが、古文書の数が少ないこともあって編さん室の先生にこれを見たいと言ってもなかなか見せていただく機会に恵まれなかった思い出がある。個人の方に大量に寄贈していただいた場合は受け入れてもらうことも大事だが、昭和の合併時、明治への転換期の文書が旧役場に保存されているかと思うが見せていただくチャンスに恵まれなかったため、そこも配慮していただき、博物館とうまく調整を取っていただくのが一番利用しやすい方法ではと思う。

(委員) 公開、目録検索システムの導入という部分があったが、これはとても大切なことと思う。何を持っているか、何がどこにあるかわからなければいけないと同じである。内部のパソコンのシステムのみではなく、ぜひウェブ公開までもって行っていただきたい。県立歴史館の信濃資料について、昨年ウェブ公開したらものすごくアクセス数が多い。ウェブ公開したことで利用されている。市町村史についても目次だけだがウェブ公開したことでとても利用が増えていると聞いている。ウェブに乗せるということがこれからとても重要になっていく。そこも含めてお願いしたい。

(総務課長) 公文書館に来ていただき、その場でパソコンで検索できるよう進めていきたい。また国立公文書館はウェブ公開しているが、いきなり全てとはいかないかと思うが順次可能なものから可能となるよう検討したい。

(委員) ウェブ公開していただければ問題ないかと思うが、そうでなければ、向こうで間に合わなかった資料がこっちにあるなどということがわかるため、図書館からも博物館からも公文書館の目録を閲覧できるように、相互に閲覧できるような状態にしていただきたい。

(委員) 1 ページの(2)、アの 2 点目について、「保存期間が経過した公文書は、各部局において一次選別を行い」とあるが、行政において選別をするのではなくて文書館でやりなさいという考え方はあるのか。

(総務課長) そのような考え方もあるが、ただそれもやると公文書館がパンクし、保存や整備ができなくなってしまう。一番中身をわかっている担当課の職員が、選別基準に従って一次選別し、公文書館に移管したうえで二次選別したい。

(委員) 全国で見ると、情報公開が一番先進的な神奈川県は全ての公文書館長が判断するようになっており、非常に理想的な形とされている。できればそのような場所を視察してもらい、そのうえでどういう対応をしていくか参考にしてもらいたい。最初の公文書館を作る段階からそれでいこうというのは無理かと思うが、参考の材料として取り上げて考えてもいいのではと思う。

(委員) 10 年前くらいになるが、県立や市町村立の公文書館や公文書館に類する施設をいくつか回ったが、各部局で一次選別をしているところは見ることがない。最近では公文書管理法ができ、職員に意識を持たせるという意味で各部局にて行っているところもあるのだろうが、10 年前回った中にはひとつもない。神奈川県は全て公文書館に移管して選別しているが、量が膨大になる。現場では県職員と文書を引き渡す引き渡さないでかなりやりとりがあった。職員が初めからこれは歴史的公文書、これは違うと判断して捨てられてしまうと公文書館側から一切手が出せない。一次選別というのを当初から考えているようだがもう少し工夫をして考えていただきたい。神奈川県や茨城県のように全て持ってくるというのは大変だが、目録だけまず提示していただいて目録の中で選定する、その中でもし行政の中で引き渡したくないというものが出てきたときにそこで協議があるというのがいいと思う。行政側でこれはと引き渡しを拒むと何があるかわからなくなってしまう。例えば県の農政課の農薬関係書類については、もし何年後かに問題が起こった場合には検証に必要な資料であるが、内部基準で廃棄すると決まっているため引き渡せないと言われやりあったことがある。

(総務課長) 職員の個人的な思惟が働いて大事なものが廃棄されてはならない。職員全員に対する意識改革が必要である。目録、表題であれば一括して公文書館に引き渡してその中で選ぶということとは十分可能かと思う。NHK で沖縄県の公文書館について放映していて、職員が 30 人ほどいるらしいが全て運ばれても見きれない、目録を見て、中身は見ないで選別しているという話である。目録をまずお渡しした中で必要かどうかを判断していただくことは可能かと思う。中身まで見るととてもではないが年間トラック何台もになってしまうため、現実的なことを考えたい。

(委員) 行政経験のある方が職員になることも重要かと思うが、行政経験のある方と私たち歴史研究をしてきた者では観点が違うため、実際に収集してきたものについて、行政の立場からするとこんなものは必要ない、私たち歴史研究をしてきた者からするとこれはどうしても残しておきたいと意見が食い違ってしまう。現場にあってそういうことが起きるため、一定程度の基準を決めて、行政側と保存機関の職員との間で行う協議が必要となってくる。場面場面でそのようなせめぎ合いはしなければならぬと思う。

(委員) 一番いいのは、神奈川県のように中間書庫を作って廃棄文書になったものは一括して入れてしまいで選別する方法である。

(委員) 資料 1 の(2)のアの 3 つ目に「公文書館への移管又は廃棄の別をあらかじめ決定しておく」とあるが、職員の方に初めからいらぬものだと決定されてしまうと大変なことである。

(委員) 上田市の文書規程第 57 条に「総務課長又は地域自治センター長が保存する文書を廃棄しよう

とするときは、委員会の審査に付さなければならない。ただし、総務課長が軽易又は定例的な文書と認めるものは、委員会の審査に付さないで廃棄することができる」とあり、この条文に対応して処置がされるかと思うが、ここには全く文書館の職員について記載がない。ここに文書館の職員も入れて対応していくことができるよう、条例の規定の変更もしていかなければという問題もある。公文書館の職員が何らかの形で関わることでできるような処置をお願いしたい。行政の立場での見方で文書の廃棄がなされてしまう。地域の歴史を保存していく場合にはこういう資料も大切だと示すことが重要であるにも関わらず、そのような資料が漏れていってしまう場合が出てくる。公文書館の職員が立ち会うことでできる措置を考えていただきたい。

(総務課長) 一次選別について、なんでも全て職員個人の判断で行うというわけではなく、選別基準を作り、また誰が見ても廃棄でいいだろうという会計伝票や国から来た簡易な通知などは公文書館に移管せずに廃棄の判断をできるようにするなど、ある程度決めておかないと各部局側も大変だし公文書館側も溜まっていく一方でとても選別しきれない部分がある。表現の仕方もあるが、ある程度きちんとした基準を決め、職員個人の思惟が働かないような形で、公文書館においてもこれならいいという一定の基準を決め、公文書館に移管しないで廃棄できるものをある程度絞っていかないと、全て公文書館にきてしまうとそもそも倉庫自体が足りなくなってしまう。現実的な問題もあるため検討させてもらう。

(委員) 物理的な問題はわかるが、行政側の職員の方たちが一番楽なのは中間庫に入れてしまうことである。

(総務課長) 場所があればいいが。

(委員) 神奈川県文書館も視察し、現状どうなっているか見てもらうのがいいかと思う。

(総務課長) 一次選別、二次選別について、決して上田市独自ではなくていくつか他市で行っているところも参考にしている。場所によっては三次選別を行っているところもある。

(委員) 県によっては、文書は収集したが当面非公開というものは目録自体に載せないところがある。載せて非公開と明示するところもある。なぜ非公開なのかということは職員がしっかりと市民に説明し、市民にそれを理解してもらうことが民主主義では必要である。それら2つの見解がある。収集段階も非常に難しいが、それを公開するか非公開とするか決める際も問題が出てくる。情報公開は、現在は歴史的公文書となるとやや少し範囲が広まる。そのあたりの判断が難しい。長野県の中でも2つの考え方があり、他県の方々とも話をしたが、特別措置法で様々な事業をされる。議会を通して予算までついて、また議会は公開で行うためその記録は公開してもいいのではと思うが非公開にしている県や市町村もあった。どうしても地図等の不開示情報が載ってしまいうためである。公的なお金をつぎ込んで議会でしっかりと討論して公開性をもったものについてはいいのではという判断もある。非常に難しく、職員は大変である。相当研修を重ねなければならないし、自己研鑽に励んでいただかなければならない。歴史的な研究の分野からアーキビストのような性格で入った方は行政のシステムも十分に理解してもらわなければならない。

(委員) 公文書が全面に出てきているような気がする。資料1の(2)、イに「古文書等の収集」とあるが、古文書等の収集という表現でいいのか。地域史料の中の古文書または私文書という位置づけがある。地域史料の表現の方がいいのではと思っている。また文章の中に「寄贈、寄託の申し入れ」とあるが、寄贈、寄託だけでは不十分である。上小地域の資料が県外に出ていってしまうため、購入という文言も入れたほうがいいのではと思う。購入をする場合も検討しなければならない。積極的に公文書館において買い求めなければ

地域の歴史を保存していく、継承していくことはできない。そういう資料がたくさんある。歴史館にいる時は毎年古文書展があり、その時期に狙って買い求める。私もそのような仕事をした。直接私自身が行ったが、同時に専門家がいるため、その方をお願いをしてこれだけの予算があるなどと話をして何点か買ってきている。そうして長野県の歴史を紡いでいる。そのような方法で保存・収集することもある。できれば購入の場合もあるため文言を追加していただきたい。また「公文書館と博物館と協議したうえで」と明記したほうがいいのではと思う。古文書等の収集とあり言い尽くされている表現だが、場合によっては地域史料という表現も使っているのではと思う。図書やその他刊行物など、当然文書館といった場合にはレファレンスが来る。対応していかなければならないとなれば、それに関係する文献、図書が必要になる。そのような図書の収集も必要になる。地域の中の婦人会や青年会など各種団体が発行していく雑誌などもあるかと思うが、いわゆる郷土史料、また自治体史についても入れておかなければならない。公文書館というアーカイブズとしての機能を果たす施設としては必要になってくる。(2)のウとしてでも図書その他の刊行物という文言を入れていただきたい。自治体史や郷土史料、参考図書や研究論文などを収集していく中で市民の方々への対応をし、また学芸員が研究をする素材を同時に収集していく必要があるかと思う。

(委員) 図書その他刊行物については図書館にもあるかと思うがその区分けはどうなるのか。

(委員) 図書館は図書館で必要だが、公文書館にも必要である。図書館に行って調べてこいとは言えない。その部分が抜け落ちている気がする。レファレンスは幅広く来る。対応していかなければならない。また、バックグラウンドを持たなければならず、資料も揃えておかなければならない。

(総務課長) 全て揃えるということではなく、今も公文書館に移管すべきものの中にそういうものが含まれている。収納スペースの問題があり、理想は全て揃っている状態かとは思いますが、図書館と博物館、公文書館で目録を共有し対応できるのではと考えている。図書その他刊行物を受け入れないというわけではないが、すべて買い揃えるのは難しいのではと考えている。

(委員) そのような意味ではなく、そのようなものを集めていくという一項目を入れておいた方がいいのではと思う。

(委員) 例えばこの部屋が小さいが閲覧室となった場合に、公文書を調べていてわからないことがあった場合にそのような資料を見たい。信濃蚕糸業史や長野県史などの史料や通史など、そういうものを購入していただきたい。あるいは長野大学や上田女子短期大学の紀要をいただいた場合には揃えていただきたい。利用する方が自ら公文書館で調べられる、それでもわからない場合は職員に聞く。職員が調べておいてまた後日連絡しますというレファレンスもある。その方が調べられるよりもっと専門的な図書が必要な場合は本人が図書館に行くなどして調べられるかもしれない。まず最初にそろえていただきたいのは、利用者が自分で調べられる程度のものである。そういうものの収集、購入を順次していただきたい。そういうものを最低やっていただかないと、ただ白い壁のところ机だけあってここで閲覧していただきだけでは済まない。

(委員) 図書館の隣にあればとても便利である。

(委員) 長野県立歴史館の誇れるところは、全国の県史を収集したところで、全国の県史が揃っているのは国会図書館と県立歴史館だけである。この地域であれば上田市の公文書館に来れば全てがわかるくらいの目標を立て、時間やお金もかかるため計画的にやっていけばいい。そういう資料の収集についても(2)の資料の収集の中の一項目として位置付けてほしい。

(総務課長) 古文書等を地域史料としてはという提案があったが、地域史料の収集という表題にし、図書その他の刊行物についても含まれるためまとめてしまうということでもいいか。

(委員) いいのでは。ただ地域史連絡協議会では古文書はどうなっているんだと批判がある。

(総務課長) 表題はそうして、中身は古文書も含めるといふことでよいか。また古文書を購入すると書いてしまうとみんな購入してくれると思われてしまうのも困る。

(委員) 購入という言葉は必要である。

(総務課長) 地域史料など全体をまとめて購入という表現にさせていただきたい。

(総務部長) 購入となると、現在公文書館の機能についてのお話をさせていただいており、のちに運営の部分になってくるが公文書館がひとつの組織となった時にどれだけの予算をもつかという判断を行政の中でもしていかなければならず、また財源をどう盛るかという部分も、財源なくして対応できない部分がある。お話をお伺いし、行政として今後公文書館としてどこまで予算をみていくか、資料購入する財源をどこにおくかの見通しができなければ、計画だけ作っても前へ進めないため、お話を承り行政でどうできるか検討させていただきたい。財源として想定できるのは、博物館もしくは美術館が資料購入している基金、定額運用基金三千万ほどしかない基金であるが、この基金は定額運用のため資料としてそのまま持っていて基金に戻すには一般会計からお金を入れてもらって戻さなければならぬ。そのような基金しかないため、博物館、美術館、公文書館の取り合いとなる。その基金もどうしようかという話になる。行政の中で理事者の意思決定をいただかなければならぬ。お話をお伺いする中で判断していきたいが、古文書等の収集について、地域史料としてまとめたほうがよいか。その場合用語の定義から変えていく必要があるが。

(委員) 確かに研究者の中では地域史料という言葉はかなり定着しているが、市民の方々に理解していただくときに地域史料の中に古文書も含まれているということを理解していただけないのではと思う。地域史料という文言を使ったとしても括弧の中に古文書等の記載が必要となる。市民の方々にとっては不親切である。一般の方にはわかりづらい。

(委員) 古文書の方がわかりやすい。

(委員) 資金の話について、古文書や地域史料の関係についてはどこか1本にした方がいいかと思う。博物館の資料購入に2回ほど携わりひとつは意見書まで書かせていただいたが、お互い予算を取り合って終わる。予算付けをどちらで行うか、どちらで持つかという点についても協議していただきたい。また目を光らせていただきたい。

(総務部長) 組織は市長部局、総務部に位置付け、教育委員会と市長部局両方で予算要求する方法もある。

(委員) 緊急のものでどうしても上田市にとって必要という場合は総務部の方が対応性はあるのでは。

(委員) 県の時につくづくそう感じた。総務部の方がいい。

(総務部長) 地域史料か古文書かというところは、古文書の次に括弧して地域史料という形でよいか。

(委員) 地域史料で括弧して古文書等を列記する方がいいのでは。

(委員) ウとして図書その他の刊行物としてひとつ設けるほうが括弧して表記するよりはいいのでは。古文書についてはこのまま残したい。

(総務課長) イはこのまま残し、ウは図書その他の刊行物という表現とし地域史料という表現は使わないとしてよいか。

(委員) イを地域史料としてはどうかと言った。括弧して古文書としたい。

(総務課長) 古文書等の地域史料について、図書その他の刊行物についても地域史料に含まれるのでは。

(委員) 含めてもいいが幅広くなるのでは。

(総務課長) 再度検討する。

(委員) 総務部に位置付けられて良かった。また、公文書館が開館するとき、行政機構の変遷図を作ってください。そうしないと古い文書が何課と言われてもわからない。文書によっては組織替えがあると引き継ぐ文書がある。最終的に持っていた部局で廃棄されてしまう。行政の立場の方しか変遷図を書けない。

(総務課長) どういう組織があったか全てわかる。

(委員) 組織の変遷図をきちんと作っていただきたい。上田市だけではなく、旧真田町、丸子町、武石村も全てである。全てそれぞれで作っていただいて上田市に集めてほしい。

(総務課長) 職員名簿の一番最後に組織図が載っており、それがずっと残っている。それを見れば全てわかる。

(委員) 年度順に組織図を残していただきたい。系図のようにしていただいてもいい。

(総務課長) 系図を作成するのは難しい。

(委員) 長野県が発足してからのものを全て見たが、文書広報課が全て作っていたようで印刷して県民に公開していたようだが途中からなくなってしまいとても困った。

(委員) 整備検討懇話会という名称だが、上田市にもう公文書館があるのですね、凄いですねと言われる。皆さんは今あるものを整備するように捉えているため、これから開設しますと説明する。言葉の混乱を招く部分が5～6ページにある。公文書館を設置する、整備する、開館するという文言を整理していただきたい。整備というと既にあるものの内部を整備していくと捉えられてしまう。既設の郷土博物館を整備して公文書館を開設するという整備なら理解できる。外の人はそのように受け取るため注意していただきたい。

## (2) その他

- ・次回懇話会は、11月13日(金)13時30分から開催することです承された。

## 4 閉会